

③就学奨励費支給対象品目一覧（寝具・日用品）

支給対象となるのは「児童生徒が令和7年度内に学校生活および寄宿舎生活において使用するため、保護者等がその費用を負担して購入した物」で「令和7年4月1日以降に購入した分」です。また、「常時学校、寄宿舎で使用する物」となります。また、例外として入学等の準備のため4月以前にあらかじめ購入した物でも支給対象となる場合があります。

支給申請には、レシート・領収書等が必要ですので、購入時に忘れずに受け取ってください。なお、この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。判断に迷う場合は、事務室(担当:小泉)へお問い合わせください。

＊限度額の範囲内で、第1区分は支給限度額的全額支給、第2区分は支給限度額の半額が支給となります。

第3区分は支給対象外です。

1 寝具購入費【支給対象者：寄宿舎入舎生で新入舎生及び前回の支給から3年経過している者】

	分類	品 名	備 考
支給対象	寝具	敷布団、掛布団、布団カバー	＊すべて寄宿舎で使用する物のみ対象
		毛布	
		タオルケット	
		枕、枕カバー	
		マット、尿漏れパッド(シート)	

2 日用品等購入費【支給対象者：寄宿舎入舎生全員（在舎の実績がない月は支給対象外）】

	分類	品 名	備 考
支給対象	洗面用具	バスタオル、タオル	
		歯ブラシ、歯磨き粉、歯磨き用コップ	
		石けん、洗顔フォーム等	
		シャンプー・リンス	
		洗面器	
	通信用品	はがき、切手	
		封筒、便せん、筆記用具	通信用として使用する物のみ対象
		その他(テレホンカード等)	
	衣料補修用品	針、糸、補修用布	
		ボタン、ファスナー	
		ネームラベル	
	下着類	パンツ、おむつ	
		ブラジャー	
		Tシャツ	下着として使用する物のみ対象
		靴下、タイツ、ストッキング	
		パジャマ	
	保健衛生費	ハンカチ	
		ティッシュペーパー	
		入浴用品	
		生理用品	
		洗濯用品(洗剤類、洗濯ネット、物干し等)	
		体温計	
	生活必需品 その他	理髪代	寄宿舎在舎中のみ対象(帰省中は支給対象外)
		寄宿舎用上履き	
		エプロン、三角巾	
		コップ	
		食器、スプーン(特殊なもの)	寄宿舎の食器等で対応できない場合のみ対象
		寝具類(布団、枕、毛布、尿漏れパッド等)	
		衣装ケース	
		財布	
支給対象外		衣類(服、上着、ズボン等)	
		化粧品、整髪料	
		眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器等	
		時計	
		パソコン	
		クリーニング代(布団、衣類等)	
		新聞、雑誌、児童書、絵本等	
		CD・DVD等	
		医薬品類	